

「第 1 回 洲本市特別職報酬等審議会」市長挨拶

市長の竹内でございます。

委員の皆様には、本日は大変お忙しいところ、審議会にご出席いただき、また委員をお願いしたところ快くお引き受けいただき誠にありがとうございます。

実は、この「洲本市特別職報酬等審議会」については、前回開催されましたのが「平成 18 年度」ということで、12 年間も開催をされていなかったということになります。したがって、私が市長に就任してから初めての開催ということになります。後程、担当者から、これまでの特別職、議員の給料、報酬額等の変遷について詳細な説明があるかと思いますが、洲本市、五色町との合併後の平成 18 年以降、しばらくは日本経済が非常に厳しい状態にあり、又、東日本大震災発生の影響で、全国的に財政状況が極めて厳しい社会情勢の中、一般の職員に対し、大幅な給与削減が必要となったことから、給与法の制約を受けない我々特別職もこの状況にあわせて、自主的に給与の削減に努めて参りました。また、ここ 5 年間は、一般職員のほうは、景気回復基調にあわせ、人事院勧告に基づく給料、賞与が引き上げられておりますが、歳入面においては、国からの財

政支援策として、合併から10年経過したことにより、地方交付税の算定条件が厳しくなること、また歳出面においては、本市においてはますます高齢化の波が大きくなることで、このことに伴う福祉施策の充実のための経費の増が予測されることや皆様方の協力のおかげで実現しました新庁舎の建設にかかった費用等、多面的に本市の現在又将来の財政状況を考慮し、特別職、議会については、審議会のお手を煩わせることを控え、主体的に、給料、賞与の削減を維持していくということで、長きにわたり審議会が未開催の状態でありました。

しかしながら、地方公務員の一般職の給料については、毎年人事院の勧告に基づいて改定を行いますが、特別職については、一般職と異なり、給料・報酬の決定においては市民の意見が反映される仕組みが必要となっております。したがって、これまでの削減措置についての妥当性も含め、正規の手続きにより、特別職、議員の給料、報酬を決定する必要があることから、皆様方のご意見をお聞かせいただく機会を持ちたいと考え、この審議会を開催させていただいたということにご理解をいただきたいと思います。

皆様方には、それぞれのお立場の代表として、公平で率直なご意見をいただきますことをお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。